

肝付町

男女共同参画基本計画



平成30年3月改定
鹿児島県 肝付町

はじめに



近年、少子高齢化、女性の社会進出などにより、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中、性別にかかわらず、女性も男性も、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。

本町では、男女共同参画について、合併前の平成13年度に女性政策係を設置し、平成17年の合併後は男女共同参画係として推進をしてきました。

しかしながら、男女共同参画社会に見る国際的な水準においては、経済先進国の中で、我が国はまだまだ遅れをとっている現状があり、本町もその例外ではありません。

そこで、平成18年10月策定の第1次肝付町総合振興計画の中で、まちづくりの基本理念を「人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり」と定め、分野別施策の方針の中で「生きがいと心豊かな人材、伝統と文化を育むまちづくり」を目指し、「男女共同参画社会の実現」に努めることを明記しました。

男女共同参画社会とは、「女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う中で、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」であります。このことは、人間の歩む社会において、正に理想的な社会であり、生涯における町民生活の満足度の判断基準として、重要な要素になり得るものと考えます。

このたび策定した「肝付町男女共同参画基本計画」は、本町における町民意識調査結果をもとに、今どのようなことが問題になっているのか、また、職場・地域・家庭において、町民の皆様が改めて考え、行動していただくための機会を提供するという側面があります。また、この計画の基本理念を「男女が共に創造する県下一元気なまち肝付」とし、5つの基本目標を定めた肝付町男女共同参画推進協議会の答申を最大限尊重して策定した計画です。今後は、この目標達成に向けて関係各課や企業・各種団体とも連携して取り組んでいきます。

最後に、この計画の策定中に貴重な御意見や御提案をいただきました町民の皆様を始め、男女共同参画推進協議会や各種団体など関係者の方々に対して心から感謝申し上げます。

平成24年11月
肝付町長 永野 和行

～ 目 次 ～

第1章 計画の趣旨	4
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の性格	5
3 計画の期間	5
第2章 計画策定の背景	6
1 日本の動き	7
2 鹿児島県の動き	7
3 肝付町の動き	8
4 社会・経済環境の変化	9
第3章 町民意識の現状	13
1 町民意識調査結果	14
第4章 計画の内容	39
1 基本理念	40
2 基本目標 I～V	40
(参考資料)	
男女共同参画に関する町民意識調査(本文)	53
男女共同参画社会基本法	76
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	82
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	95
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	106
鹿児島県男女共同参画推進条例	119
肝付町男女共同参画推進協議会設置要綱	124
肝付町男女共同参画行政推進会議設置規程	126
肝付町男女共同参画推進協議会委員名簿(策定時)	128

第 1 章

計 画 の 趣 旨

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

3 計画の期間

1 計画策定（見直し）の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）により、男女共同参画社会の形成の促進は、21世紀の我が国社会を構成する国民一人一人にかかわる国政上の最重要課題として位置づけられています。また、同法第14条第3項で、市町村において定めるよう努めなければならないと規定されています。

また、鹿児島県においても、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、鹿児島県男女平等参画推進条例を平成13年12月に制定しています。

本町も、豊かで活力ある地域づくりを推進し、「県下一元気なまち肝付」の実現のためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取り組みが喫緊の課題となっています。

このたび、最近の社会情勢の変化や国の新たな男女共同参画基本計画（第4次）に対応した計画に見直します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、法及び鹿児島県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」および県の「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」との整合性を図り策定します。
- (3) この計画は、地域の特性を考慮し、町民の意見を反映するため、町民で構成された肝付町男女共同参画推進協議会からの提言および平成23年度に実施する「男女共同参画社会についての町民意識調査」などを踏まえて策定します。
- (4) この計画は、「肝付町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援」と一体的に策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度を初年度とする平成33年度までの10年間とし、実施事業については5年間を一区切りとして見直します。その他、社会・経済環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。